

○本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条に基づく法定計画であり、本市内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画です。  
 ○前計画の策定年度を終え、近年の環境を取り巻く状況を踏まえ、「吹田市第3次環境基本計画」の施策の柱を基本として策定します。  
 ○本計画の計画期間は、令和4年度(2022年度)を初年度とし、令和10年度(2028年度)を最終目標年度とした7年間です。なお、国の指針では、概ね10年から15年先に目標年次を設定し、概ね5年ごとに改訂するとなっています。

策定の趣旨

1-1 計画策定に当たっての  
主な基本的課題

(1)前計画で達成できなかった課題

ア 環境教育、環境学習の充実  
児童が親しみやすい絵本の作成や教育現場での啓発等により、学習機会を増やしていく必要があります。

イ 大学生と連携した啓発活動等の取組  
本市は大学を多く有するという特徴があるため、大学生主体の啓発活動をおこなうことにより効果的な意識啓発を行う必要があります。

ウ 再生資源集団回収の活性化方策の充実  
子供会の解散等により年々縮小しています。再生資源集団回収未実施のマンションに働きかけを行い、活性化を図る必要があります。

エ 事業系ごみの減量、啓発  
事業ごとの課題を解決できるような減量方法や啓発方法を検討していく必要があります。

(2)燃焼ごみの組成調査から見える課題

家庭系燃焼ごみの組成調査を実施し、その結果から見える課題を記載します。

(3)市民・事業者に対する意識調査から見える課題

市民・事業者を対象にアンケートを実施し、その結果から見える課題を記載します。

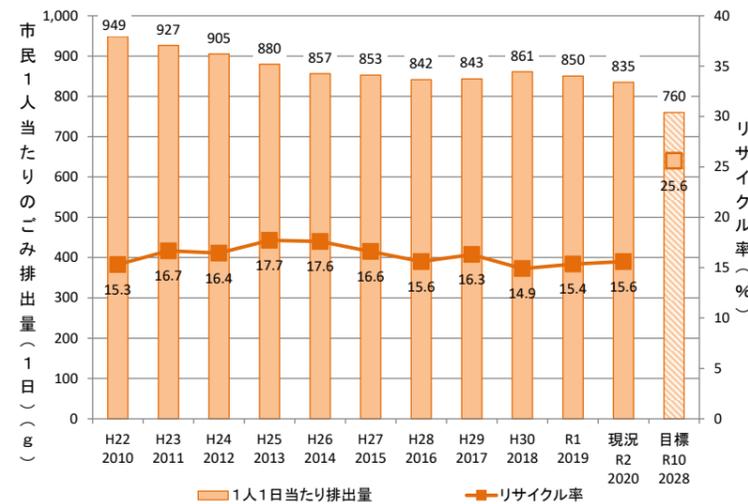
1-2 計画の基本理念と目標

【基本理念】

「吹田市第3次環境基本計画」の共通理念、MOTTAINAI(もったいない)を本計画の基本理念とします。

【計画目標】

目標	現況値 R2年度 (2020年度)	目標値 R10年度 (2028年度)
市民1人1日当たりの ごみ排出量	835g	760g
リサイクル率	15.6%	25.6%



【指標】

指標	現況値 R2 (2020年度)	目標値 R10年度 (2028年度)
ごみの発生抑制・排出抑制やリサイクルなどごみ減量の取組に満足している市民の割合	〇〇	40%
燃焼ごみの年間搬入量	〇〇	84,390 t
ごみの年間排出量 家庭系ごみ	82,657 t	76,955 t
ごみの年間排出量 事業系ごみ	31,800 t	27,646 t
マイバッグ持参率	〇〇	80%
食品ロス削減などのごみ削減啓発活動数(累計)	〇〇	520回

1-3 重点施策

- (1) 食品ロス削減の推進
- (2) プラスチックごみ削減の推進
- (3) 多くの市民が参加しやすいごみ減量
- (4) 事業系ごみ減量・資源化の促進
- (5) 三者協働(市民・事業所・行政)による連携の強化



1-4 目標達成に向けた基本施策

施策の柱	施策
(1)ごみの発生抑制を優先する社会への転換	食品ロスの削減やプラスチックごみを含むごみの減量・再資源化に関する啓発活動や情報提供の充実化 市民団体や事業者との連携・協働による学校や地域の環境教育・環境学習の充実化 環境マネジメントシステムの普及や事業者向け啓発活動・情報提供活動の充実化 「北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」に基づくレジ袋削減に向けたPR活動の実施
(2)多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築	12種分別の徹底、ごみの減量や再資源化を市民全体に浸透させるための仕組みづくりの推進 資源ごみ分別収集やペットボトル・廃食用油の拠点回収の拡大など、リサイクル手段の拡充の推進 再生資源集団回収やエコイベントなど、地域リサイクル活動の活性化 再生品の使用拡大及び再生資源事業者との連携によるリサイクルシステムの安定化 フードドライブの推進及びフードバンクとの連携
(3)排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進	廃棄物管理責任者などを通じた排出管理指導の強化及び事業者全体に排出者責任の意識の浸透 事業系ごみに関する情報提供の充実、多量排出占有者への指導強化などによるリサイクルの促進 燃焼ごみ以外の搬入禁止の周知徹底及び古紙など資源回収ボックスの利用促進 剪定枝などのチップ化や腐葉土化、下水道汚泥の肥料化や建設資材化など、市によるごみ減量行動の率先実行
(4)持続可能な低炭素社会実現に寄与する収集体制や処理システムの構築	リサイクルや適正処理などの推進に適した分別収集体制の確立 高齢者や障がい者等を対象とした収集体制の拡充 施設の適切な維持管理と計画的な整備など、持続可能な低炭素社会実現に寄与する処理システムの構築 ごみ減量の推進による最終処分量の削減 災害廃棄物処理に関する計画の適正な運用

# 吹田市第3次一般廃棄物処理基本計画の概要(案)(2/2)

## 1-5 収集・運搬、中間処理、最終処分

### 【収集・運搬】

- ・12種分別排出の浸透を図り、適正処理困難物の適切な処理方法について情報提供します。
- ・生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、廃棄物処理法、条例及び国からの通知に則り、安定的かつ継続的な収集体制の確保を図ります。

### 【中間処理】

- ・資源循環エネルギーセンターなどの中間処理施設の適切な維持管理と長寿命化総合計画の策定により安定的・効率的な処理体制の維持します。
- ・災害時や近隣市の処理工場における緊急時の対応も考慮しながら、周辺住民の生活環境の保全を目指した運営を行います。

### 【最終処分】

- ・ごみ減量を推進し最終処分量の削減に努めます。
- ・「大阪湾フェニックス計画」に参画し、大阪湾広域処理場で埋立処分を行うごみの処理量の削減を図るなど、最終処分場の延命化に努めます。

### 【災害対策及び環境美化等】

- ・吹田市災害廃棄物処理計画（改訂版）及び「災害時初動マニュアル」に基づき、適切に災害廃棄物処理を進めます。
- ・美しく住みよいまちづくりのため、市民、事業者、行政が連携して、環境美化を推進します。

## 2 食品ロス削減推進計画

### (1) 目的

食品ロス削減の取組をより一層加速させ、持続可能な社会の実現を目指すため、「吹田市食品ロス削減推進計画」を策定し、市民、事業者及び行政が一丸となった取組を進めています。



### (2) 基本目標

目標項目	現況値 令和2年度 (2020年度)	目標値 令和10年度 (2028年度)
燃焼ごみ中に含まれる食品ロスの割合 (組成調査より)	%	%
食品ロス削減のための行動をしている人の割合 (アンケート調査より)	%	%

### (3) 推進体制の整備

- ア 食品ロス削減を進めるため、市民・事業者・行政が連携する「吹田市ごみ減量再資源化推進会議」を中心として、それぞれの立場で削減対策に取り組むとともに、お互いが情報共有、連携して食品ロス削減運動を展開します。
- イ 食品ロスの実態把握調査や効果的な削減方法等に関する調査研究の実施  
燃焼ごみの組成分析調査（手付かず食品、食べ残し食品）等の食品ロスの発生状況や効果的な削減方法に関する調査研究を実施し、その結果に基づいた実効性のある取組を推進します。
- ウ 食品ロス削減に関する先進的な事例等の情報収集と功労者の表彰  
食品ロス削減に関する先進的な取組事例等の情報収集・発信に努めるとともに、食品ロス削減に関する顕著な功績がある者に対する表彰を行うことで、削減の機運を醸成します。

### (4) 具体的な取組

- ア 消費者、事業者等への食品ロス削減に関する情報提供と啓発  
(ア) 先進的な取組みの情報について、多様なメディアを用いた情報提供 (イ) 冷蔵庫整理の普及・エコクッキングの普及
- イ 家庭における食品ロス削減  
(ア) 家庭内の食品の定期的な在庫管理や食品ロスを防止する効果的な買い物の実践を呼びかけるなど、手付かず食品の削減を推進  
(イ) 食材の無駄をなるべく出さない方法や食材を長持ちさせる保存方法の普及啓発など、食材の有効活用を促進  
(ウ) 家族や自分自身の食事の適正量を考慮した調理を呼びかけるなど、食べ残しの削減を推進
- ウ 食品製造業、スーパー等における食品ロス削減  
(ア) 食品スーパーとの店頭キャンペーン (イ) 食品スーパーと連携した手前どり等の啓発活動
- エ 環境教育、環境学習の充実
- オ 「アジェンダ21すいた」との連携  
吹田市内の飲食店における「すいた食べきり運動」の取り組みを広げていくため、「アジェンダ21すいた」と連携
- カ 循環型社会を意識した食品ロス削減の推進や適正な再生利用の推進  
(ア) 未使用食品等の有効活用（フードドライブ等）  
事業者等から発生する余剰在庫や納品・販売期限切れなどの食品を生活困窮者や災害等より必要な食べ物を十分に入手することができない方に提供するなど、未利用食品等の有効活用を推進  
(イ) 食品廃棄物の飼料化・肥料化等による適正な再生利用の推進  
やむを得ず発生する食品廃棄物については、できるだけ飼料や肥料に再生利用するよう推進



## 3 生活排水処理基本計画

### (1) 計画策定にあたっての基本的課題

- ア 下水道整備の推進  
下水道未整備地域については早期に整備を進める必要があります。
- イ 浄化槽の適正な維持管理の徹底と下水道へのすみやかな接続  
設置者へ浄化槽の定期的な清掃実施について啓発を強化するなど、適正な維持管理の徹底に努める必要があります。また、下水道整備地域については下水道への早期接続を促す必要があります。
- ウ 単独浄化槽から合併浄化槽への転換の推進  
市内に残る単独浄化槽について、合併処理浄化槽へ転換するように啓発・指導する必要があります。
- エ 市内河川等の水質改善  
市内の河川や水路等の水質を改善するため、リーフレット、広報、ホームページなどで、水質の現状について情報提供するとともに、家庭や事業所でできる生活雑排水対策についての啓発活動や環境学習を拡充していく必要があります。
- オ ディスポーザー排水処理システムへの対応  
新規集合住宅の建設に伴い増加していくと考えられるディスポーザー排水処理システムについては、その普及動向を把握するとともに、関係機関と調整し、適切に対応していく必要があります。